

十和田市放課後児童健全育成施設指定管理者 審査基準及び配点表

担当課名 こども支援課

選定基準の項目	審査基準の項目	内 容	配 点
1 市民の平等な利用の確保	(1) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	① 施設の設置目的を理解しているか	10
		② 応募団体が提案した運営方針は市が示した管理の方針に沿っているか	
		③ 応募団体の運営の考え方は適切か	
2 施設の効用の最大限の発揮	(1) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	① サービス向上のための取組内容はどうか	25
		② 事業の提案は市が意図した企画となっているか	
		③ 全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか	
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	① 施設管理、安全管理は適切か	10
		② 維持管理は効率的か	
3 施設の効率的な管理	施設の管理運営に係る経費の内容	提案額による得点	10
4 施設を適正かつ安定して行う能力	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	5
		② 収支計画の実現可能性はあるか	
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	① 人員体制は十分か	25
		② 職員採用、確保の方策は適切か	
		③ 職員の指導育成、研修体制は十分か	
	(3) 安定的な運営が可能となる経営基盤	団体の財務状況は健全か	5
	(4) 個人情報の適正な取扱いの確保	① 適切な情報管理体制が整備されているか	5
		② 職員に対する周知が十分なされる内容か	
	(5) 類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	5

【採点・選定方法】

- 各委員が各選定基準の項目の内容ごとに5段階評価（非常に良い5点、良い4点、普通3点、あまり良くない2点、良くない1点）する。
- 項目毎に各委員の評価の平均を出し、その項目の配点を5で割った数を掛け、その項目の得点とする。
（平均評価点×項目の配点/5）
- 各項目の合計が、最も高い団体を候補者として選定する。ただし、60点を下回る場合は選定しない。
- 「提案額による得点」は、上限額に対して98%以上の額が3点、98%未満から96%以上の額が4点、96%未満の額が5点とする。（該当する段階の評点/5×当該項目の配点）
- 最高得点者が2団体以上となった場合、いずれの団体も同等のサービスが提供できると選考委員会が認めた場合は、提案額の低い方を候補者とする。ただし、提案額の評価も同等であるときは、当該団体の立会いの下、くじにより選定するものとする。